

鉄鋼業界における自主行動計画の徹底プラン

2023 年10月
一般社団法人 日本鉄鋼連盟

中小企業庁が2022年度に行った下請Gメンのヒアリングでは、鉄鋼業界においては自主行動計画に支払条件に関する記載があるところ、改善余地のある事項について指摘があった。これを受け、当連盟の自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化をはかるため、以下の事項の徹底に取り組むこととする。

また、日本鉄鋼連盟は取引適正化検討WGにおいて、自主行動計画フォローアップ調査等の結果を踏まえて議論し、当徹底プランの改定にも取り組む。

記

支払条件について

1) 指摘事項

- ・ 依然として手形での支払いが残っている。
- ・ 下請法及び振興法の対象については、受領後60日以内において定める支払期日までに下請代金が支払われることが必要。また、手形等の支払サイトは120日以内(更に、振興基準で60日以内(努力義務))とすることが必要。

2) 対応方針・改善方針

① 各社において絶対に実施しない事項

- ・ 取引先に対し下請代金の支払条件の希望等を確認することなく、振興基準で定められた努力義務の期日を超えて支払いを続けること。

② 各社において可能な限り実施する事項

- ・ 下請代金の支払いは出来る限り現金によるものとし、手形払いから現金払いに変更する際には、手形割引料等の取引先のコスト負担にも留意しつつ、現金化を行うこととする。
- ・ 90日を超えるサイトの手形は60日以内にサイトを短縮する。

以上